

(様式第 1 号)

農 地 転 用 等 の 通 知 書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による
〔許可の申請 にあたり、地区除外等処理規程第 2 条の規定に基づきあらかじめ通
転 用 届 出
知します。

なお、同規程第 3 条の申入れ事項については別途協議し、第 6 条の決済金につい
ては所定の方法によりこれを納付します。

令和 年 月 日

転用組合員 住所.....

氏名.....㊟

転用関係者 住所.....

氏名.....㊟

転用関係者 住所.....

氏名.....㊟

岩手中部土地改良区 理事長 殿

記

1. 土 地

所 在	地目	面 積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

2. 位 置 図

別紙のとおり

3. 農業委員会に

◇ 〔 転用許可申請書 〕
◇ 〔 転 用 届 出 書 〕
◇ を提出しようとする日。

月 日

農業委員会
担当者確認



改 良 区 受 付

確 認 者

㊟

意 見 書

別様記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は、下記のとおりです。

令和 年 月 日

岩手中部土地改良区

理事長 本 舘 國 博 ㊟

農地転用に伴う措置等について下記の通り協議が整い、本土地改良区としては差支えない。

遵守事項

- 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- 転用組合員及び関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行なうこと。
- 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- 土地改良区が徴収すべき金銭の額につき転用土地に係る負担金の相当額を決済すること。
- その他、土地改良区事業の計画及び運営に支障を生じる事項について必要な措置をすること。
- 転用後の土地の活用にあたっては、土地改良施設への転落防止等の安全対策を所有者及び転用関係者で行うこと。第三者に所有権を移転する場合も書面により承継させること。
- 転用土地に接する水路の通水を阻害しないよう管理に努めること。
- 隣接する農地について、当該地の農地転用に伴い耕作に支障が生じた場合は、転用組合員及び関係者の責において対処すること。